平成２８年（フ）第７１１号
東京都足立区谷在家１－１－３－303、住民票上の住所東京都足立区西新井５丁目６－10
債務者　大塚　香織（旧姓波多野）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１２号
東京都北区西が丘２丁目11－14－403
債務者　小佐野　宝
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１６号
東京都中野区上高田３丁目３－５－305
債務者　比嘉　信之
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２９号
東京都杉並区高円寺北２丁目22－15　吉田荘２Ｆ
債務者　下村　正利
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４号
東京都練馬区小竹町２丁目２－15－107
債務者　石井　修
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３８号
東京都江東区潮見２丁目６－１－613
債務者　野田　優也
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４０号
東京都足立区竹の塚３丁目７－33－807
債務者　高橋　正枝
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４１号
東京都日野市新町２丁目15－２－202
債務者　青木　友樹
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４３号
東京都豊島区要町１丁目37－11　石橋方
債務者　岸下　晃
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４４号
東京都葛飾区東堀切３丁目15－８－202
債務者　大塚　裕司
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４５号
東京都葛飾区東堀切３丁目15－８－202
債務者　大塚智恵美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４７号
東京都板橋区若木２－31－３－509、住民票上の住所東京都江戸川区南葛西２丁目18－19第３三美ハイツ203
債務者　織田　成美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４９号
東京都足立区綾瀬２丁目36－２－902
債務者　田中　大輔
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５７号
東京都中野区鷺宮１丁目22－13－203
債務者　武田美奈子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６２号
埼玉県川口市南町１丁目13－43
債務者　小林司寿夫
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６３号
東京都杉並区西荻南１丁目21－７－102
債務者　石井翔太郎
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可